

が、史料的に確認し得る例では、天保七年七月倉科村下組の三十八両一分、天保十二年一月袖口村の二十両、年月不詳西保中村の七十両などの借用があった。のちに清水領上知の際、これに反対した領民からの願書に、清水家の御恩として強調されたのがこの社会金制度である。

第六節 村の生活と変動

一 経済生活

江戸時代の村は一箇の共同体として存立しながらも、各家の生活はそれぞれ自分の責任で守るのは当然であったが、年貢諸役の重い負担から、平常の年でも最低生活を維持するのに精いっぱいの方が多かった。凶作や病氣その他なんらかの理由で困窮におちいった場合、金策のため土地を売ることは「田畑永代売買禁止令」で禁ぜられていたので、田畑の質入による借金が通常おこなわれた。

質入するときは名主に届け、名主は検地帳・名寄帳等とその旨書き入れる。期日が来ても返金できなくて流質となり、貸金主に所有権が移れば売買と同じ結果で、時代が下るにしたがって流質による土地の移動が激化し、一般農民の転落が進行する半面、巨大な地主が出現するようになった。次に示す証文は「売渡シ」となっているが、借用期間だけのいわゆる年季売りで、性格としては土地質入による借用証文の例である(古川五郎氏蔵)。

売渡シ申田地之事

一、山梨郡窪平村午之御年貢ニ指語り申、我等所持仕候字刑部作ニ而麦田老反式畝拾八歩、同所麦田老反式畝拾七歩合

式反五畝五歩之所、桑共不_レ残甲金八両_ニ請取売渡シ申所実正ニ御座候、年記之儀者午之暮_夕来ル子暮迄中七年年季ニ売渡シ申候、此田地ニ付村中へ不_レ及_ニ申ニ何方誰人之

之儀申間敷候、為_レ後日証文仍而如_レ件

安永三年

午十二月 日

田村佐五右衛門殿

売主 八之丞印
請人 (欠)

構茂無_ニ御座候、万一六ヶ舗儀御座候へハ右売主・請人何方迄茂罷出急度埒明、貴殿江少茂御苦勞掛申間敷候、来ル子ノ暮ニ地代金甲八両相済申候へハ無_ニ相違_ニ御返シ可_レ被_レ下候、其節請兼申候へハ永御支配可_レ被_レ成候、其時至一言

文面には現われていないが、質入期間中の年貢諸役は買主(金の貸手)の負担で、これを売主(金の借手)に転嫁することは、頼納質と違って禁止されていた。なお入質地の耕作にはおよそ次の三形態があった。

- (1) 直小作 入質者が元通りその土地を耕作し、質権者に対して小作料を納入する。
- (2) 別小作 質権者が入質者以外の者に小作させる。
- (3) 質地年季小作 直小作の一種で、入質者が質権の年季よりも短かい期限を定めて自分で耕作する。

一般に小高の者ほど借金の必要があるのであるが、田畑の質入には限界があり、流質すれば水呑(純小作人)への転落も早い。入質すべき物件がなければ、人身を抵当とする奉公稼ぎもやむをえないことになる。奉公する場合には請人(身元保証人)を立て、雇用に者に対して次の雛形のような奉公人請状を提出する。

奉公人請状之事

一、当何年之御年貢御上納ニ差語り申ニ付、当村誰之悴誰と申男慥成者ニテ私共請人ニ罷立、貴殿江御無心申上何ヶ年御奉公ニ差出申、身代金として甲金何両借用仕、請人立会

隨ニ請取御年貢皆済仕処実正也

一、御公儀様御法度之儀へ不_レ及_ニ申、御家之御作法為_ニ相背_ニ申間敷候、若此者取逃欠落候へハ請人早速尋出、急度埒明貴殿江少も御苦勞相掛申間敷候、是又長煩仕不御奉公致候へハ早速当人引取、右之身代金御返済仕候共、又ハ人代成

共御差図次第可_レ仕候、首尾能御奉公相勤、其暮ニ至リ右之身代金御返済仕候へハ、御精金として甲金何両并此証文共可_レ被_レ下候、為_レ後日奉公人請状仍而如_レ件

年月日

何村 誰殿

何村

売主 誰 印
請人 誰 印
当人 誰 拇印

根強く残されている。江戸幕府の鎖国保守時代から明治維新の開国進取時代、大正デモクラシー、昭和初期の不況、太平洋戦争、やがて戦後の民主主義と高度成長期へと、明治、大正、昭和の時代だけでも大きな変遷をもたらした。

本町の庶民生活の中では、社会性と連帯性とが一貫した風俗として、集落を単位に残されている。その要因は寛文四年（一六六四）幕府が発布した五人組制度の遺風が、山村の集落の団結を図り、農耕生活と日常生活の中で、近隣社会の交際を深めながら相互扶助の形で、病人など故障がある家には、農耕作業の播き付け、収穫など近隣同志が相寄ってその手伝いをし、「遠くの親類より近くの他人」といわれるように、地域の伝統を守りながら習俗が保たれている。

明治維新前後から大正、昭和初期までの生活状態は次のとおりである。

一、住居 明治維新前後の住居は、茅葺平屋建てで、一般の家には床張りはほとんどなく畳はよほどの資産家とか、村役人の家のみにて来客用に供したものである。農家の居所、勝手の間は床がなく、土間にはむしろ、または猫座という敷物を用い、来客の際は莫座を敷く、屋根は茅葺が多く、白樺の皮を用いる家もあり、これをカンバ屋根という、瓦葺二階屋は養蚕の発達により、明治二十年（一八八七）ころより新築された。家屋の新築により二階建て、三階建てとなり、三階のことを上二階という。大正時代より土丹葺屋根が流行す、これは本町のみならず全県、全国的な傾向である。

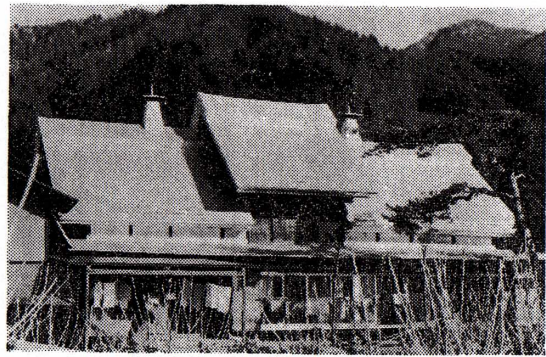
二、衣服 木綿布を多く用いる、その木綿布は自分の家で耕作したもの、または撚り綿を買い入れ、これを糸に製し山より木の皮をはいできて、これを煎て糸染めをし布に織って着用す。よそ行きの着物は、絹交じりのものでこれを一名称が絹という。また麻織物なども多く着用し絹類は下繭からとったもので、これら自家製のものをうち織りという。縮唐糸、縮緬類はきわめて少ない。

三、食物 麦、アワ、モロコシを多く用い、米は主食ではあるが、麦、アワなどに混ぜて食べる。米は来客用と、正月、盆、祭りなど年間行事のとき、または病人食として用いた。みそ、しょうゆ類はすべて手造りで買入るものは殆んどない。来客を待遇する茶菓子などは、自家製の漬物、野菜煮を用い、砂糖菓子など甘味類は明治十年以降である。魚類もカツオブシが多く、年末歳暮にサケ、マスまたは身切りという塩漬けの物を使用し、イワシ、サンマなどその季節のものを用いた。

四、灯火 山の松を伐り脂の差した所を細く割って、石でつくった松台の上で燃やし明かりをとる。この明かりで縄ななどの夜業をする。来客のときは、角行灯に菜種油を差し、木綿糸または葦の中身で灯芯をつくる。その後石油を燃料とした手灯または手燭という器具を用い、やがてランプなどガラス製の洋灯をつかうようになった。大正十年（一九二二）四月より電灯が各戸にはいり、室内外まで点灯されるようになった。

五、冠物 資産家や村役人など、よそ行きとしては網代笠という竹で編んだ笠をかぶり、一般のものは、菅笠を用いた、明治十五年ころより帽子、日傘、こうもり傘などを用いるようになった。また雨の日には、ミノ、合羽を着る、外套を着るようになったのは、明治二十年以降のことである。このころより地方にも洋服を着るものがでてきた。学校生徒は筒袖の着物を着はじめ、洋服、洋風外套を一般が着用したのは明治三十年以降のことであるが、本町の場合はまだ少なく儀式の折など紋付きはかまを着用した。

六、稼方 男性は農耕を主とする、冬期間は山仕事の外、副業として出稼ぎをする。主に馬稼ぎ、駄賃負、などである。農夫は毎日未明に起きて、朝食前に必ず一仕事する、これを朝作りという。夕方日暮れて暗くなるまで動き、五節句その他の遊ぶ日でも午前中は働き午後から休養する。また雨の日といっても縄ない草鞋作りなど屋内で対応の仕事をする。婦女子は、家の中において炊事、糸とり、機織り、染め織り、裁縫などをし、農繁期は男性と同じく田畑に出て農作業をし、かたわら炊事仕事をする。



古い形の民家外景（切妻突上げ）

この表で見ると明治以前のものが全体の五分の一弱にもなるが、これらはおよそ百年余の風雪に耐えて残されている住居であるから一応旧家として考えられるが、もちろん内部の改造や一部分の改築は当然あったものと思う。

明治から戦前・戦後にわたり改

大字別に見た現在の住居状況

	調査対象戸数	明治以前のもの	明治から戦前までのもの		戦後のもの		備考
			改築	新築	改築	新築	
諏訪	戸 718	戸 137	戸 82	戸 133	戸 103	戸 166	町営住宅入居者その他 97
中牧	458	102	66	68	45	136	町営住宅入居者その他 41
西保	362	95	36	56	82	72	建築時不明など 21
計	1,538	334	184	257	230	374	159

るものである。
 牧丘町では農協婦人部・生活改善グループ・母子愛育会などを中心にして、新しい食生活改善に真剣に取り組み他地域の模範をなしている。

第三節 民家

明治維新前後のこの地方の住居は萱葺（かやぶき）平家建築がほとんどで、一般農村地帯で見られるワラ屋根がなかったのは平地に比べて山地が多く麦・稻などの収穫が乏しかったことを物語っている。

屋内でも床張りをした家は至って少なく、山持ちとか大地主あるいは村役人を勤める者くらいで、多くは土間に直接敷物（ゴザ）を敷いて生活し、来客用に一部に床を張りタタミまたはゴザを敷いた家もわずかにあった。就寝の際は寝莫座（ねこざ）この土地では猫座という）を敷いてその上に寝た。したがって現在のように布製のふとんや座ぶとんはなく、来客のための座ぶとんを用意している家はごくまれであった。

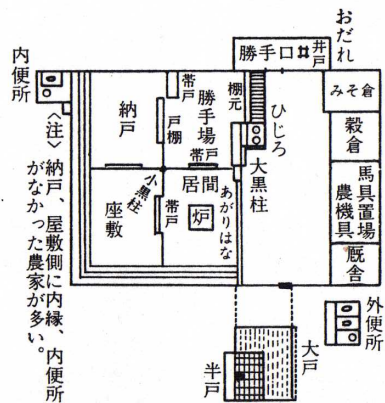
白樺の皮で葺く屋根をカンバ屋根といい、強風に耐えられるように屋根に石を載せる石置き屋根もこの地方の特色であった。

二階建て瓦葺住居が建てられはじめたのは明治十年以後、この地方に養蚕が発達したことに伴って次第に建築規模も大きくなり、明治二十年代には二階建てが各地区に流行した。

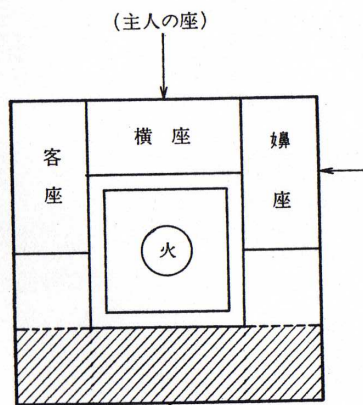
また大正年代に入るとトタン引き・鉄板葺の材料が購入できるようになり、大正十二年の関東大震災を契機として、このような民家は流行した。

トタン引き・鉄板葺の流行した理由は地震の体験から安全性を求めたこともあるが、もう一つの大きな理由は、トタン・鉄板は耐用年数が長く保たれるため、屋根替えの必要がほとんどなかったことから経済的にも労力的にも有利であったことによるものであった。

こうして時代の流れ、産業の変遷、生活の合理化などによって明治維新前後からわずか五十年程度の間に住居は大きな発達を遂げた。昭和五十二年末に調査した住居の状況では下表のような数字が示されている。

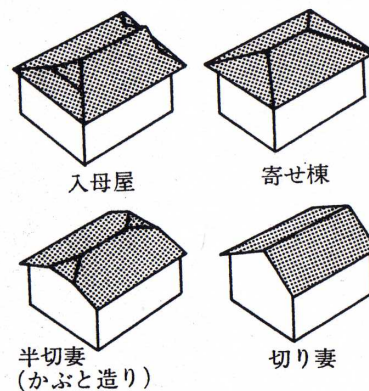


(図1)



(図2) (茶のみ座またはへら座と呼ぶ地方もある)
(下部座または木尻という)

出入りや収穫物の出し入れの際に必要であった。各室の用途はおおむねつぎのとおりである。ろじにはみそ倉・穀倉のほか炊飯用のひじろや風呂桶を置いた。また一般の出入り口となる大戸はおおむね南に面し、ここから入ってろじを直線に行くと北側に井戸または自然の流水を利用した水場があり、この部分を勝手口と称した。大戸から入って一番近いところに居間(居所)いどころいあがりはなともいう)があり、これは炉を囲んで家族が常に生活の中心を置くところであった。したがって古くから炉は神聖な場として考えられ、炉を中心としての家族儀礼は全国的に多少の差異はあるに



半切妻 (かぶと造り)

ほかにも牧丘町地内には「切妻突上げ造り」は各地に見られ、そのドッシリとした構造は全国的にも注目されている。民家様式である。この特殊様式は養蚕経営上編み出された生活の知恵とされているが、日常生活の面でも採光、換気、通風に重要な役割りを果たす様式で極めて合理性が認められ、戦後しきりに改築された民家の中にあって、依然として残されているのはその合理性の持つ魅力と考えてよい。

屋内の間取りは不偏的ではないが、峡東地方で一般的に見られた古い様式では木組の部分では必ず①大黒・小黒の柱を骨心とし②間取りではこの大黒・小黒の柱を各中心にして、四方に渡される敷居によって教室が間取りされる③その一室に炉(いろり)を造って煮炊きはもちろん、冬期は特に暖を取りながら家族の会話の場とする④土蔵代用のろじ(土間に大きな出入り口を取り付けこれを大戸と称し、さらに大戸の中に人の出入りできる程度の半戸をつけ、半戸は昼間は障子を、夜は板戸が開閉できるようにしている。大戸はろじの部分に厩(うまや)を置く家が多かったので、馬の

築および新築をした住居は、前述の産業構造の変化やその他の理由で改造されたものであるが、この地方は比較的古い住居を残しているところであることは数字の示す通りである。

県下の民家建築様式(屋根伏せ)を大別すると

上図の四つになる。これらが地域によって集中し、甲府盆地周辺は切妻造り、北巨摩方面は入母屋造り、河内地方に半切妻(かぶと造り)郡内に寄せ棟造りとはば分離されている。しかし峡東地方にはさらに切妻造りの変型として「切妻突上げ造り」と呼ばれる特殊な様式があつて、牧丘町内にある西川家は重要民俗資料として指定を受けている代表的な民家である。西川家の

第11表 名主・定使給

村 名	年 代	名 主 給	定 使 給
窪 平 村	宝永2年	米10俵	甲金1兩3分2朱
隼 村	寛政4年	永11貫727.9文	不明
倉 科 村 上 組	弘化2年	永12貫656.9文	甲銀128匁
〃 下 組	〃	永14貫36文	甲銀132匁
牧 平 村 上 組	宝暦13年	銀168匁	銀60匁
〃 下 組	〃	銀150匁	銀48匁
室 伏 村	享保9年	銀240匁	銀72匁

第10表 『甲斐国志』による戸数・人口

村 名	戸 数	人 口			馬 数
		男	女	計	
窪 平 村	89	144	141	285	15
城 古 寺 村	41	55	64	119	4
隼 村	37	104	103	207	12
千 野 々 宮 村	53	103	112	215	5
柚 口 村	161	285	266	551	17
倉 科 村	302	547	534	1,081	80
西 保 下 村	160	215	272	557	15
西 保 中 村	155	289	279	568	48
西 保 北 原 村	170	318	320	638	27
西 保 平 伏 沢 村	123	222	232	454	42
牧 室 成 村	93	174	167	341	16
成 村	50	96	94	190	10

しかし時代が進んで、家柄の高い者の中に没落するものもある半面、小前(二般村民)が経済力の向上から勢力をもつようになると、名主・長百姓が村民の入札(記名投票)によって選ばれるように変わった。

当地域でいつからそうなったかは史料的に明らかでないが、安政六年(一八五九)の千野々宮村の「対談議定書」(水上重兵衛氏蔵)には、村民の総意による村役人選任について次のように規定されている。

一、名主代り合之儀者、永々毎年七月廿五日村中入札いたし、長百姓之内高札ニ相当り候もの江、村中惣連印を以御願可申、尤式ヶ年之外重年無之対談、乍併病氣差支候節者入札前ニ其段相断可申事

一、長百姓相勤候跡長百姓役難勤小前ニ相成候共、諸帳面名前認方之儀者、名主・長百姓・百姓代之次江名前相認、夫々小前順々ニ認可申事

一、已来長百姓人少之節、小前之内ニ而茂相当之もの村方熟知之上長百姓役入相願候節者、名主・長百姓・小前惣連印を以御願可申事

安政六年という幕末期には、もはや旧来の家柄本位の村落秩序は通用せず、小前うちの實力あるものは長百姓に選ばれ、入札の結果によっては名主になる道が開かれたのである。

当地域では村役人のうち長百姓と百姓代への給与を定めた例はなく、各村とも名主にだけ名主給を負担した。村により時代によって金額や形態が異なるが、その相違をも加味して示したのが上表である。

当地域の旧十二カ村は、それぞれ独立した自治体であり、また同時に行政の単位であったので、各村の村役人は自治の中心をなすとともに領主の行政機構の末端でもあった。村役人には名主・長百姓・百姓代があって、これを村方三役とよんだ。

一村の長である名主の任務は、村に関する一切の事務で、年貢の取り立て・納入をはじめとして、宗門改めや道・橋・堤防等の普請、さらに村民の生活上の世話にまでおよんだ。

名主の補佐役を関東地方の幕領では通常組頭とよんだが、甲州の国中では長百姓といい、組頭の語は五人組の長に用いられた。長百姓は元来家柄を指す語で、村の成立当初から任んで開拓にあたったものの子孫で、田畑の持ち高も大きく村の指導的な立場にあるものをいう。長百姓の数は村によって異なり、数人から十数人いたが、これが順番に一年ずつ名主に就任するのが普通であった。

番に当たらない者は名主を補佐したのでこれを長百姓役という。百姓代は名主・長百姓の職務執行、わけても年貢や夫銭(村費)の割当に不正のないように監視する役目で、一般村民の中から算筆堪能のものが選出された。

昭和初期前後の農村地帯月別三食別食生活の概要

月別	朝 食	昼 食	晩 食
一月	麦飯・芋類	野菜・切干大根入米飯または麦飯	芋・大根入雑炊(ぞうすい)
二月	サツマイモ・麦飯	大根入麦飯	サツマイモ・里芋の茎入雑炊
三月	唐キビ・芋・うどん粉の焼き餅・サツマイモ	大根の葉入野菜飯	ノビル等山菜入雑炊
四月	ヒエ・山菜入焼餅	ワラビ等野菜飯	フキ等の雑炊
五月	サツマイモ入りダンゴ・麦コウセンなど	麦飯・野菜類	大根切干の雑炊
六月	麦の焼餅	麦飯・野菜類	麦 飯
七月	麦の焼餅・カボチャ汁	麦飯・野菜類	ナス等野菜の雑炊
八月	小麦ダンゴ・ナス汁	麦飯・野菜類	カボチャ・ナスの雑炊
九月	ヒエのダンゴ・野菜類・汁	ヒエ・アワ等の飯・野菜類	ナスの雑炊ほか
十月	芋類・キビ飯	大根・芋類の野菜飯	ナス・芋類の野菜飯
十一月	サツマイモ等イモ類	大根葉などの野菜飯	芋類の茎入雑炊
十二月	サツマイモ等イモ類	ヒエの飯	大根入雑炊

れる季節によって、ほぼ内容の変化をみるが、総じて昼食に重点を置き、晩食はほとんど雑炊またはうどん・ほうとうの類に依存している。

米は赤飯・ダンゴ・病人食・ボタモチ・餅(もち米)などのように年中行事や冠婚葬祭などの特殊な場合につくる物(かわりもの)以外は使わなかった。

また子どもの間食にはサツマイモ・うどん粉の焼餅・うすやき・トウモロコシのお焼、キッポシ(サツマ芋の切干しの方言)などでお焼きは特に「西保のおやき」と称して県下に名の通るほど有名で、原料はトウモロコシの粉であった。そのほかのものは季節に山野に自生するグミ(ズミの方言)イタンドリ(虎杖リイタンドリの方言)・野イチゴ・アケビ・栗・クルミそれに桑園地帯ではクワミズまたはカミズ(桑の実の方言)や柿・イチジクなどを自由に取って食べた。動物性タンパク質は大自然に恵まれた山村地帯では不足なく、川魚・へび・カエルのほかイナゴ・ツボ(タニシの方言)・シジミなどが豊富に得られたので、大人も子どもも主食の貧弱さに比較して栄養源はかなり多量に摂取できた。水田地帯以外で一般に米食が普及したのは、太平洋戦争中米の配給制度の恩恵によるもので、食生活の窮乏ははなはだしいものがあつたにしろ、どの農村でも平均して米食にあやかれるようになり、戦後の急激な経済成長と相まって、米食は完全に常食化するまでとなった。

第二章 衣食住

このようにして米食になれた国民は、過去の窮乏時代を忘れ、かつ米食そのものにも飽き、消費量の減退を招いた上に外米の輸入も加わって、現在は水田の減反政策をとらなければならぬほど米はダブツキを止むなくされている。まことに隔世の感といわなければならぬ。しかも、かつて生き抜くための食とした「おやき」「ほうとう」「雑炊」などが郷土食と名付けられて郷愁を呼び、観光面で一役買っていることを思うとき、果たしてこの時代を手放しでよるこんでよいのかどうか、もう一度深くかみしめてみる必要がある。

て広庭と呼ぶ場所は建物の南側に取った場所で、現在の庭園という意味のものはまったく用途が異なり、ここ作業の場であった。収穫物を天日に干す場合、脱穀や俵詰めの場合はもちろん、養蚕の時期にはここへ天幕などを引いて蚕室の代用にもした。

現在の庭園に属するものは日当たりのよい場所ではなく西側か北側に作って、ここを「おつぼ」と呼んだが、それは坪庭の略でごく狭い庭を意味していた。これも古くは農家で庭を鑑賞するような余裕がなかったので、坪庭でさえも一般ではあまり見られなかった。

◇付属建物

中流以上の農家では土蔵を造って収穫物の貯蔵や、日常使用しないものを格納する場所にしてきた。土蔵は火災に際して格納品を保護するため、古くは土天井にしてその上に単に合掌作りの屋根を乗せるだけのものではあった。後には次第に体裁を整えるようになって、妻の部分に家紋や家印を描くようになった。しかし一般農家では収穫物も少量であり、格納する品も少なかったので土蔵も必要としなかった。

土蔵のほかの付属建物は物置（農具置場）味噌部屋・薪小屋・にわとり小舎などである。

農家の現状

太平洋戦争終結以前まではおおむね前記のような構造の中で、農家の人々の生活が続けられてきたが、戦後急速な経済成長による物資の自由化と技術の向上によって、建築資材が多量に生産され、かつ家庭燃料も新炭から電気熱・ガス・石油などに移行する一方、従来自給自足経済を基本としていた農村に消費経済が浸透するなど、生活様式が一変したことから旧来の住居では時代に対応できなくなって、改造より新築の方向に志向が転換していったことと、核家族化に

よる新築も増加し、農村地帯に住居を構える都市生活者も含めて農村は年々都市化する傾向をたどり、住居も急速に近代化された。

また時代の要請にこたえて各地区に町営住宅の建設もすすみ、諏訪地区で七六戸、中牧地区で二五戸、計一〇二戸を数えている。

明治以前のもものと明治以後増改築または新築した家屋の状況は前表に示すとおりであるが、これによると各地区とも戦後急激に住居の変化があったことを認められる。